

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年3月11日開催（主要行等との意見交換会）]

1. 「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害」、「令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害」及び「令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害」等に対する金融上の措置について

- 流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害、令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害及び令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、埼玉県内、新潟県内、青森県内及び岩手県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故			
埼玉県	1月29日（2月11日）	関東財務局	2月12日
○令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪			
新潟県	2月20日（2月20日）	関東財務局	2月21日
青森県	2月25日（2月25日）	東北財務局	2月25日
○令和7年岩手県大船渡市における大規模火災			
岩手県	2月26日（2月26日）	東北財務局	2月27日

注：内閣府公表日順

2. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

- 米国の政策をめぐる不確実性が著しく高まっており、世界経済や企業投資

にとどまらず、銀行財務の健全性にも悪影響を及ぼしかねない状況となっている。同時に、内外債券・株式市場のボラティリティも上昇している。各銀行においては、これらのリスクをコントロールすることはもとより、ストレス時でも取引先に寄り添った質の高い金融仲介機能を発揮できるよう、ストレスシナリオやアクションプランを含めたストレス時の対応方針を改めて確認する必要がある。

- また地政学リスクの高まりを背景に、サイバーセキュリティに関するリスクが顕著に高まっている。
- こうした目下のリスクを踏まえ、サイバー攻撃が起きることを前提に、システム障害の未然防止を図ることはもとより、サイバー攻撃によるものに限らず、業務停止時の業務の早期復旧や顧客影響の軽減のための組織の態勢整備等により、組織のレジリエンス（回復力、復元力）を高め、重要な業務を必要な水準で提供し続けられるようにすることが重要である。
- レジリエンス確保のためには、重要な業務を特定し、最低限維持すべき水準を検討する必要がある。また、組織横断的な観点や利用者の視点を勘案しつつ、業務継続に必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ）を配分することが重要であり、こうした検討や配分の適切性を検証し、見直すことが必要である。

（参考）金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－３－６ オペレーショナル・レジリエンスに関する態勢整備 (<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230623-2/02.pdf>)

- この一連のプロセスにおいて、経営陣による主体的な関与とコミットメントが不可欠である。経営陣においては、新たな年度計画の実行を前に、今一度、自社及びグループのサイバーセキュリティやレジリエンス確保のための態勢の現状を検証し、改善する必要がある。

3. 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について

- 2024 事務年度には主に 3 メガ銀行に対し、現状の円金利リスク管理態勢についてモニタリングを実施した。
- 現状大きな問題はない一方で、コア預金計測については、各銀行とも、金利上昇期のデータに制約がある下でモデルを構築しているため、今後データを蓄積することで不断に改善を図る必要がある。その際、貯蓄から投資への流れやインターネットバンキングの普及、人口動態等の環境変化を念頭に置

く必要がある。

- 金融庁では、円金利リスク管理についてモニタリングを進めていく。

4. 金融犯罪対策に係る業界横断的な広報について

- 継続的顧客管理について金融機関の利用者に理解・協力をお願いする内容の官民一体・業界横断的な広報について、全国銀行協会を中心として2024年12月より展開しているところ、2025年3月8日に朝日新聞朝刊の全面広告を掲載した。
- 金融庁では様々な機会を捉えて繰り返し周知し、広く利用者の意識向上を図ることが重要と考えており、金融機関においても積極的に周知いただきたい。
- また、継続的顧客管理に限らず、口座売買の撲滅など、金融犯罪対策に係る広報活動を官民一体で行いたいと考えており、引き続き御協力いただきたい。

5. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正案の公表について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 近年、非対面での本人確認において、偽変造された本人確認書類が悪用されている実態があり、治安上の大きな課題となっている。
- このような情勢を背景に、2024年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等において、「非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。」との記載が盛り込まれた。
- これを受け、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法を廃止するため、警察庁において、犯罪収益移転防止法施行規則の改正案に係るパブリックコメントを開始した（2025年2月28日～同年3月29日）。
- 口座開設時の確認等の実務に影響する改正であり、システム対応が必要となる金融機関もあると思われるところ、内容について御確認いただきたい。なお、対面での本人確認方法についても、今後警察庁において対策が検討さ

れていく予定である。

6. AI ディスカッションペーパー公表について

- 金融庁は、2025年3月4日に、事業者の健全なAI利活用に向けた取組を力強く後押しし、今後、建設的な対話を行うための論点整理として、AI ディスカッションペーパーを公表した。
- 生成AIは金融分野においても利活用の検討が進展する一方で、リスクや規制面から利活用に躊躇する声も聞かれるが、技術革新に取り残されて中長期的に良質な金融サービスの提供が困難になる「チャレンジしないリスク」も踏まえ、顧客利便性や業務効率化に繋がる取組の進展を期待したい。
- 本ディスカッションペーパーの分析は初期段階にすぎず、提示した論点も、技術革新やビジネス環境の変化に伴って大きく変わり得る。金融庁としては、今回提示した視点を起点に、今後も各金融機関との対話を強化しながら、具体的な施策について柔軟に検討を深めていきたい。
- 本ディスカッションペーパーについて御意見や御提案があれば、是非お寄せいただきたい。

(参考) AI ディスカッションペーパーの公表について

- ・ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250304/aidp.html>
- ・意見送付先：金融庁総合政策局リスク分析総括課イノベーション推進室
- ・Email：ai.survey@fsa.go.jp

7. Japan Fintech Week 2025 開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催した。
- 地方公共団体や業界団体、大使館等と連携し、60を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外からを含め多くの方がJapan Fintech Weekに参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- FIN/SUMを始めとして、多くのイベントへの参加や登壇等の御支援をいただいたと伺っている。2回目の開催となった「Japan Fintech Week」も充実

したものとすることができ、御協力に感謝申し上げます。

- 2026 年も、3 月 2 日（月）～ 6 日（金）を中心として「Japan Fintech Week 2026」を開催予定である。
- Japan Fintech Week が関係者のビジネス機会の拡大や課題解決に資するようなイベントとなるよう、引き続き協力いただきたい。

8. 2 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025 年 2 月 26 日から 27 日にかけて、南アフリカ・ケープタウンにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された議長総括における金融関連の主な内容を紹介したい。
 - ・まず、バーゼルⅢを含む合意された国際改革及び基準の、一貫性のある、完全かつ適時の実施を通じた安定した金融システム確保のためのコミットメントが言及された。また、金融安定理事会（FSB）が、基準設定主体（SSBs）の協力を得て、過去 15 年にわたり確立された金融規制改革の実施のモニタリングに係る包括的なレビューを実施することが議論された。さらに、保険分野の国際資本基準（ICS）最終化は金融規制改革実施の重要な節目となることが言及された。
 - ・ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、その強靱性を引き続き向上させることが計画され、NBFIs のレバレッジによるリスクに対処するための FSB の最終勧告や、ノンバンクのデータの入手可能性、利用、及び質に対処するための作業計画が期待された。
 - ・クロスボーダー送金の改善及び FSB の暗号資産の勧告の実施に関して、FSB、国際決済銀行（BIS）及び SSBs の作業の重要性が強調された。また、クロスボーダー送金の透明性向上に関する金融活動作業部会（FATF）基準改訂のための作業や、暗号資産に関する FATF 基準の実施が支持された。
 - ・最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、各国が自然災害の保険の補償ギャップへ対処可能にするための実用的な勧告の策定が期待された。
- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025 年 4 月にワシントン D. C. で開催される予定。引き続き、皆様の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

9. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂案再市中協議の開始について

- 金融活動作業部会（FATF）では、2025 年 2 月末にクロスボーダー送金の透明性に関する勧告 16 改訂案について 2 度目の市中協議を開始した（2025 年 4 月中旬期限）。
- 勧告の改訂は、送金のコスト減、スピード向上、透明性向上、金融包摂の実現の観点からクロスボーダー送金を改善するための、G20・FSB を中心とする取組の一環として、主に送金の透明性向上の観点から、必要なマネー・ローンダリング（マネロン）対策等の確保を狙ったもの。2024 年 5 月初旬にかけて実施した一度目の市中協議で頂戴した業界の皆様の意見も踏まえ、再度 FATF で検討したもので、昨年の市中協議案と比較すると、多くの点において業界の負担にも配慮し、リスクに見合った対応とするための修正が加わっている。
- それらは、1. 送金の始点・終点の定義の明確化と決済ビジネスモデルの変化を踏まえた異なるプレイヤーの責任の明確化、2. 送付人・受取人情報の内容・質の改善、及び、受取人情報の整合性の確認、3. カード決済への勧告 16 適用範囲の見直しを含む。
- 金融庁としては、クロスボーダー送金の改善について、国際的に目標とされている、送金のコスト削減、スピード向上、金融包摂の実現という、それぞれの政策目的と並んで、マネロン対策等による透明性の向上も重要なものと考えている。また、今回の改訂案は技術的かつ複雑な論点が多く、影響を受ける利害関係者も多岐にわたることが予想されるため、金融庁としては、関係業界の実務担当者の皆様を対象とした改訂案に関する業界向け説明会を実施するなど、皆様の意見もよく伺いつつ、最終化に向けた議論に参画してまいりたい。

（参考）再市中協議案に関する業界説明会は 2025 年 3 月 10 日に開催。

（以 上）